

# 旭都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

## 目 次

1 . 都市計画の目標 .....	1
1 ) 都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 .....	3
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針 .....	4
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
主要用途の配置の方針 .....	4
土地利用の方針 .....	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	6
交通施設 .....	6
下水道及び河川 .....	8
その他の都市施設 .....	8
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	9
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	9
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	10
a 基本方針 .....	10
b 主要な緑地の配置の方針 .....	10
c 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	11

参考附図 都市構造図

旭都市計画整備、開発及び保全の方針の決定  
( 島根県決定 )

都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1 . 都市計画の目標

旭都市計画区域は、島根県と広島県の県境近くに位置する中国山地の山間に位置し、面積約 6 km<sup>2</sup>、人口約 9 百人の都市計画区域である。



本区域には中国横断自動車道広島浜田線（浜田道）のインターチェンジが設置されており、山陰・山陽等の周辺拠点都市と高速交通で結ばれ、交通利便性の高い地域に位置している。また、このような立地環境を活かし、魅力ある雇用の場を確保する産業拠点として、旭拠点工業団地が立地しており、企業誘致による地域産業の振興が望まれている。

本区域はこれらの都市基盤と併せ、山林や河川等の豊かな自然環境を有する区域であり、周辺には温泉やスキー場等のレクリエーション施設も有している。このため、観光・レジャー等も地域産業において大きな役割を担っており、これらの産業を活性化し、人口減少、高齢化・過疎化の進行を防ぎ、定住人口を増加することが課題となっている。

1 ) 都市づくりの基本理念

本区域は中国横断自動車道広島浜田線（浜田道）のインターチェンジが立地する環境と、豊かな自然や多様な観光資源を有する地域特性を活かし、交流人口の増加による活気ある都市づくりを目指す必要がある。

また、これまでの観光や農林業を中心とした産業振興に加えて、大規模な産業基盤である旭拠点工業団地への企業誘致推進による雇用の場の確保や、子供からお年寄りまで安全で快適に生活できる環境の整備により定住人口の確保も併せて行う必要があります。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

地域資源を活かした人々が交流するまちづくり

本区域が有する美しく豊かな自然環境を保全・活用すると共に、浜田道を主軸とした交通機能の充実、観光・レジャー施設の活用等豊富な地域資源を最大限活用することにより広域圏からの多様な人・物の交流の促進を図り、活気あるまちづくりを行う。

多様な産業の創出によるにぎわいあふれるまちづくり

これまでの観光・農林業等の産業振興を更に推進することに併せ、旭拠点工業団地への企業誘致の推進による商工業の発展に努め、定住促進に寄与する産業の振興を図る。

安全で快適な多世代が住みやすいまちづくり

本区域の少子高齢化の状況に対応し、幅広い世代が安全で快適に生活するための日常生活を支援する社会基盤整備を図る。

## 2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
南部地区	<p>この地区は、町役場や学校・福祉施設等公共施設の多くが立地し、本区域の都市機能の中心的役割を果たす地区である。また、住宅・商業業務用途の建物が比較的集積しており、本区域の居住人口の大部分を占める地区である。</p> <p>今後は活気と魅力あふれる中心市街地として都市環境の整備に努め、本区域のみならず周辺地域を含めた複合的機能拠点としてのまちづくりを進める。</p> <p>また、周辺部の農地・山林等については農林業基盤の維持、営農環境の保全に努め、農林業と協調したまちづくりに努める。</p>
北部地区	<p>大規模産業拠点である旭拠点工業団地を有する地区であり、緑豊かな山林に囲まれる自然環境と調和した産業拠点地区である。今後は更に企業誘致を推進し、本区域の産業拠点として雇用を創出し、賑わいのあるまちづくりの為に中心的地区に位置づける。また、山間には自然に恵まれた良好な居住環境の集落が形成されており、営農環境の保全を図りながら、定住を促進するための受け皿として本区域の住機能の一部を担うまちづくりを行う。</p>

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において「市街化圧力」、「不良街区の形成防止」、「良好な市街地形成」、「産業基盤の確保」、「都市基盤施設整備」、「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」、「用途地域が定まっていない区域の土地利用」、「営農条件の確保」、「緑地の確保」のそれぞれの観点から区域区分の必要性について検証・評価を行った。

その結果、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

また、本区域は中山間地域に位置し、過疎化・高齢化が進行しており、今後、定住人口の確保や産業活動の活性化が重要である。

このため、交通・情報網や生活基盤の整備を図りながら、豊かな自然環境と地域資源を活かした都市づくりを行っていく必要がある。

これらの都市づくりにおける望ましい土地利用の実現方法としては、地域地区及び地区計画等の都市計画制度を活用し、計画的な土地利用を図ることで可能である。

このため、広域的、総合的に検討した結果、区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用 途	地 区 名 等	配 置 の 方 針
住宅地	中心市街地周辺部	効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。
商業業務地	旭町役場周辺地区	本区域の商業業務機能の中心を担う地区であるが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいる。 このため、文化施設等との連携や良好な市街地環境の整備を図り、日常生活の利便性を増進する中心商業地として配置する。
工業地	旭拠点工業団地	浜田道インターチェンジに近い立地条件を活用した工業を中心とする産業拠点として配置する。

#### 土地利用の方針

##### a 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
中心既成市街地	木造老朽化住宅が隣接する地区については、居住環境を改善するため、建て替え・不燃化等の促進を図る。 また、新たに住宅地として整備する場合には、低層住宅地として良好な居住環境の形成に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方 針
建築基準法第 39 条 (災害危険区域) 地すべり等防止法 第 3 条(地すべり防 止区域) 急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律第 3 条 (急傾斜地崩壊危険 区域) 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防 止対策の推進に関す る法律第 6 条(土砂 災害警戒区域) 第 8 条(土砂災害特別警 戒区域)	災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺緑地	周辺の都市環境と調和した緑地を確保するとともに、自然環境 の保全を図る。

d 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

地区名等	方 針
丸原地区	現在の土地利用状況は山林であるが、今後インターチェンジ周 辺の道路整備と併せて公的団地整備が予定されており、新たな住 宅地として計画的な市街地が形成される予定である。このため、 周辺の自然環境と調和した計画的な土地利用を図ることとする。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設

#### a 基本方針

#### ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、山陰、山陽の主要都市と結ぶ中国横断自動車広島浜田線を主軸としており、本区域の行政・産業等都市活動を支える重要な骨格軸として機能している。

また、主要地方道浜田八重可部線、浜田作木線、弥栄旭インター線等広域幹線道路によって周辺市町村との連携強化が図られるとともに、区域内の中心市街地や周辺集落の連絡網を形成している。

本区域のもう一つの主要な交通手段であるバス交通網については、広島 - 浜田間を運行する高速バスと在来路線バスで構成されており、住民が日常生活を営む上で重要な公共交通機関として機能している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり定める。

#### 浜田道を主軸とした広域交通体系の確立

広域高速交通である中国横断自動車道広島浜田線（浜田道）を、本区域と周辺都市や地域を結ぶ主要交通軸と位置づけ、主要地方道浜田八重可部線、浜田作木線、弥栄旭インター線等広域幹線道路と併せて、社会・経済面等地域間交流の促進や観光ネットワークを形成する広域交通網として整備を強化する。

#### 市街地内幹線道路網の整備

市街地中心部の都市計画道路等幹線道路及び旭インターチェンジ周辺の市街地内連絡道路など、計画的な市街地内道路網の整備を図り、円滑な交通及び活力と魅力あふれる都市空間を形成する。

#### 公共交通機関の充実

本区域の主要な交通機関であるバス路線について利便性の向上を図るため、引き続き高速バスの充実を図ると共に、在来路線バスの運行の確保、利用促進に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道 路	平成 12 年度末現在で用途地域内における幹線道路網が約 2.3km / km <sup>2</sup> の整備水準で整備されているが、今後は市街地内連絡道路等の整備を進める。 整備水準 = 幹線道路改良済み延長（概成済含む）(km) / 用途地域（予定含む）面積 (km <sup>2</sup> )

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	高規格幹線道路として中国横断自動車道広島浜田線を位置づける。
幹線道路	広域幹線道路 主 浜田八重可部線、主 浜田作木線、主 弥栄旭インター線等を配置する。 市街地内幹線道路網を確立する路線 市街地内の骨格軸として都 旭停車場線等都市計画道路を配置する。

主は主要地方道、都は都市計画道路とする。

## 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽等による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

##### 河川

本区域は、江の川水系の一級河川家古屋川が南北に貫流し、その間に多くの支川が合流している。これらの河川については必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図るものとする。

また、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	旭町の平成 12 年度末現在の下水道普及率（処理人口 / 行政人口）は 6.1% であり、平成 22 年度末の下水道普及率を約 42% とする。

### b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	公共下水道（旭処理区）の整備や、合併処理浄化槽の整備を推進する。

## その他の都市施設

### a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の旭インターチェンジ周辺は交通の利便性が高く、また旭拠点工業団地等産業拠点を有しており、今後、企業誘致を積極的に図ることによる就業先の確保、定住人口の拡大により、本区域の新たなまちづくりの拠点として位置づける地区である。

このため、旭インターチェンジ周辺の丸原地区について、恵まれた立地条件を活かしつつ、周辺の豊かな自然環境と調和した住環境を主体とする新たな市街地の整備を図っていくこととする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、豊かな森林と清らかな溪流を有し、美しい水と緑に囲まれた自然に恵まれた区域である。また、この豊富な自然環境の中に様々な動植物が生息し、多様な生態系を形成している。

これらの豊かな自然環境に含まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するとともに、観光資源として活用していくため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

イ 緑地の確保水準

緑地の確保目標水準

平成 32 年における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合
	概ね 5ha、6%

緑地の内、山林及び農地は除く。

都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年次	現況 (平成 12 年)	目標年次 (平成 32 年)
目標水準	約 172 m <sup>2</sup> /人	約 172 m <sup>2</sup> /人

都市公園等の施設として整備すべき緑地とは都市公園及び公共施設緑地とする。

b 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全系統の配置	中心市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、広場等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する家古屋川等河川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。
	本区域の大部分を占める山林について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る
レクリエーション系統の配置	水辺空間を活用したレクリエーション機能を有する緑地として家古屋川等河川を配置する。
	住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として、総合公園「旭公園」を配置する。
防災系統の配置	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地・集落周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成系統の配置	市街地や集落外の山林の保全を図る。
	本区域内の河川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づける。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を十分満たしているため、今後は既存緑地の保全を図りながら、施設の有効活用に努める。また、特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、地域制緑地として各種制度を活用し、保全、整備に努める。併せて、良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

# 旭都市計画区域 整備・開発及び保全の方針 付図

